

令和元年台風15号の影響による停電に伴う災害により 被災した被保険者等に係る一部負担金等の取扱いについて

1. 一部負担金の徴収猶予について

令和元年台風15号の影響による停電に伴う災害により被災された方々で一定要件に該当する場合は、保険医療機関等での一部負担金等の支払いを猶予することができます。

なお、支払い猶予をご希望された方につきましては、保険医療機関等への支払いに代えて、後日当健康保険組合が被保険者から直接徴収することになります。

2. 被保険者証の取扱い及び保険料について

被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いが講じられております。

また、被災された事業所及び任意継続被保険者の保険料についても特例的な措置がございます。

3. 適用市町村について

別添のとおり

ご不明の点は下記までお問い合わせください。

- ・一部負担金の徴収猶予について 給付課(TEL 03-3861-1853)
- ・被保険者証及び保険料について 適用課(TEL 03-3861-1854)



令和元年9月12日
内閣府（防災担当）

永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会へ貼り出し

令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害救助法の適用について 【第1報】

1. 災害の概要

令和元年台風第15号の影響による停電に伴い、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、千葉県は25市15町1村に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【千葉県】 千葉市 （ちばし） 中央区 （ちゅうおうく） 花見川区 （はなみがわく） 稲毛区 （いなげく） 若葉区 （わかばく） 緑区 （みどりく） 銚子市 （ちょうしし） 館山市 （たてやまし） 木更津市 （きさらづし） 茂原市 （もばらし） 成田市 （なりたし） 佐倉市 （さくらし） 東金市 （とうがねし）	9月9日	令和元年台風第15号の影響により停電が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
旭市 (あさひし) 勝浦市 (かつうらし) 市原市 (いちはらし) 鴨川市 (かもがわし) 君津市 (きみつし) 富津市 (ふつつし) 四街道市 (よつかいどうし) 袖ヶ浦市 (そでがうらし) 八街市 (やちまたし) 印西市 (いんざいし) 富里市 (とみさとし) 南房総市 (みなみぼうそうし) 匝瑳市 (そうさし) 香取市 (かとりし) 山武市 (さんむし) いすみ市 (いすみし) 大網白里市 (おおあみしらさと し) 印旛郡酒々井町 (いんばぐんしすい まち) 印旛郡栄町 (いんばぐんさかえ まち) 香取郡神崎町 (かとりぐんこうざ きまち)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
香取郡多古町 (かとりぐんたごま ち) 香取郡東庄町 (かとりぐんとうの しょうまち) 山武郡九十九里町 (さんぶぐんくじゅ うくりまち) 山武郡芝山町 (さんぶぐんしばや ままち) 山武郡横芝光町 (さんぶぐんよこし ばひかりまち) 長生郡一宮町 (ちょうせいぐんい ちのみやまち) 長生郡睦沢町 (ちょうせいぐんむ つざわまち) 長生郡長生村 (ちょうせいぐんち ようせいむら) 長生郡白子町 (ちょうせいぐんし らこまち) 長生郡長柄町 (ちょうせいぐんな がらまち) 長生郡長南町 (ちょうせいぐんち ようなんまち) 夷隅郡大多喜町 (いすみぐんおおた きまち) 安房郡鋸南町 (あわぐんきよなん まち)			

2. これまでにとられた措置
 ・避難所の設置等

本件問合せ先
 内閣府政策統括官(防災担当) 付
 参事官(被災者行政担当) 付
 阿部、杉山、堀田
 TEL 03-3593-2849(直通)